

国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則の一部改正

現行					改正					改正理由
本文 (略)					本文 (略)					
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)					
設備名称		利用料単価	設置場所	備考	設備名称		利用料単価	設置場所	備考	
	利用種別					利用種別				
		(略)				(略)				
(新規)					イオン化エネルギー測定装置		学内者 14,000 円/時間	工学部4号館 145号		

附 則(平成30年7月1日細則第21号)

この細則は、平成30年7月1日から施行する。